

平成24年度第6回教育研究評議会議事要旨

日時 平成24年9月25日(火) 17時15分から18時05分
場所 事務局大会議室
出席者 遠藤, 倉知, 丹羽, 山口, 畑中, 広瀬, 鹿野, 今中, 石原, 吉田,
小倉, 清水, 村口, 秦, 濟木, 末岡, 根岸, 宮井, 野崎, 堀田, 塚田
(オブザーバー) 平井, 松崎, 西川, 山森, 服部
代理出席者 北野(生命融合科学教育部副教育部長)
欠席者 森, 北村, 井上(博), 西条, 井上(将), 松原, 門脇
(オブザーバー) 武山, 松山, 大熊

1 審議事項

(1) 学生の懲戒について

学長から, 前回の教育評議会では学長預かりとした経済学部長からの提案について, 今後全学に関係してくるものであるため, 教育研究評議会でも審議していただきたい旨の説明があった。続いて学務部長及び学生支援グループから過去の類似した懲戒事例について, 西川副学長から現在の懲戒規則制定の経緯についてそれぞれ説明の後, 経済学部長から, 経済学部におけるこれまでの対応について報告があった。

種々意見交換があり, 審議の結果, 今回のケースは富山大学における学生の懲戒規則施行後, 初めての事案であり, 経済学部長が命じた謹慎が富山大学における学生の懲戒規則の運用指針第7「謹慎期間中における教育的指導は, 学部の教育目的に沿ったものとする」を満たしていたかを経済学部において検証した上で, 同規則第9条3項の「停学の期間には, 謹慎の期間を含めることができる」の規定を適用することとした。なお, 停学の期間に含める謹慎の期間については, 経済学部からの報告を受けて学長に一任することとした。

また, 前回の教育研究評議会でも同様に審議された工学部の学生についても, 経済学部同様に謹慎を命じている場合には, 同様に措置すること, 謹慎を命じていない場合であっても, 同規則に基づき後学期の履修申告を認め, 後学期の履修について, 工学部において教育的配慮を行うこととした。

次回教育研究評議会は, 平成24年10月18日(木)15時30分から開催

以上

【配 付 資 料】

机上配付資料 前学期期末試験における不正行為に対する経過報告
参考資料 富山大学における学生の懲戒規則，富山大学における学生の懲戒規則の
運用指針